



福井県庁土木職インターンシップ実施要綱



1 目的

この要綱は、学生の就業意識の向上および県政に関する理解促進を図るため、福井県（以下「県」という。）が学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

インターンシップの対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校専門課程、および地方公共団体が設置する大学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

3 受入手続き

- (1) 実習を希望する学生は、県が指定する期間内に、申し込みフォームにより福井県庁インターンシップに申し込みを行う。
- (2) 県は、受入れの可否および実習を行う所属を決定し、その旨を学生等に通知するものとする。

4 報酬等

県は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対し、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経済的負担を負わない。

5 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習に関わる県の職員（以下「実習担当者」という。）の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、県の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習生は、実習の成果を外部に公表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。

6 誓約

実習生は、実習を実施する前に、誓約書（様式1）を県に対して提出しなければならない。

7 事故等の責任

- (1) 実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、加入がわかる書類（証券の写しや証明書など）を県に提出しなければならない。
- (2) 実習における事故等に関しては、自らの責任で対応しなければならない。
- (3) 実習生は、故意又は過失をもって「5 実習生の服務等」規定に反する行為により、県または第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

8 実習の停止

県は、実習生の行為が「5 実習生の服務等」の規定に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、県および教育機関が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。